

鳥取市就農応援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市就農応援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本市の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者が鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う事業とする。

(交付対象者)

第4条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、実施要領第5に規定する要件を満たすものとする。

(交付金の額等)

第5条 本交付金の額は、次の表に掲げる就農の期間に応じてそれぞれ同表に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

交付年度	就農1年目	就農2年目	就農3年目
交付額	月額100千円	月額100千円	月額100千円

(交付申請の時期等)

第6条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、本交付金の交付の決定をする場合においては、本交付金の交付の決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）が実施要領第13の規定により本交付金を返還する義務が生じたときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本交付金の交付の決定を取り消し、既に

交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

(異動の届出等)

第8条 事業実施者は、青年等就農計画の期間中において、当該青年等就農計画の実施に係る適切な農業経営が困難となったとき（青年等就農計画の認定要件を満たさなくなったとき又は離農するときを含む。）は、実施要領第11第1項に定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前条の規定により付した条件の状況を確認するため、事業実施者に対して、必要に応じ住民票その他必要な書類を求めることができる。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本交付金の増額以外の変更とする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 交付事業等の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 交付事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

2 規則第12条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別記様式によるものとする。

(営農状況報告)

第13条 事業実施者は、農業改良普及所の経営指導を受けるものとし、農業改良普及所は事業実施者に対し経営指導に必要な書類の提出を求めることができる。

2 事業実施者は、就農後5年間、毎年3月末日までに、営農状況報告（実施要領様式第1号）に以下の書類を添付して、市長に報告するものとする。

(1) 青年等就農計画の達成状況等に係る報告（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知。）の第7の5に規定される参考様式第4—3号をいう。なお、国の経営発展支援事業、初期投資促進事業、経営開始資金及び農業次世代人材投資事業（経営開始型）における就農状況報告を提出して

- いる場合は、その写しでも可とする。)等の経営管理の状況が分かる資料
- (2) 青色申告決算書(青色申告を実施していない者は収支内訳書)の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(鳥取市新規就農者研修支援派遣等事業実施要綱の廃止)
- 2 鳥取市新規就農者研修支援派遣等事業実施要綱(平成21年4月1日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により指導謝金の交付を受けている者は、この要綱の規定による交付対象者とみなす。この場合において、第5条の規定の適用については、同条ただし書中「交付対象者のうち第4条第2号に規定する者に該当するもので、かつ、鳥取県版農の雇用支援事業就農研修事業又は鳥取へ IJU! アグリスタート研修支援事業の研修生であった者」とあるのは「附則第3項前段の規定により交付対象者とみなされる者」と、「当該研修生であった期間を就農の期間と」とあるのは「その者を第4条第1号に規定する者と、鳥取市新規就農者研修支援派遣等事業実施要綱(平成21年4月1日制定)の規定により指導謝金の交付を受けた年度を就農1年目と、」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業より適用する。ただし、平成23年3月31日以前に事業を実施したものはなお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月28日から施行し、改正後の鳥取市就農応援交付金交付要綱第7条の規定は、同日以前に実施した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。ただし、本交付金を活用する新規就農者が、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条に規定する就農計画の認定を受けた場合については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和５年９月２６日から施行し、令和５年度事業から適用する。

別記様式（第6条、第12条関係）

（1）事業計画（実績報告）書

1	青年等就農計画認定日	年 月 日
2	青年等就農計画変更認定日	年 月 日
3	営 農 開 始 日	年 月 日
4	今年度営農（予定） 作 目 ・ 規 模	(m ²)
		(m ²)
		(m ²)
		(m ²)
5	今年度農業所得目標	
6	（今年度農業所得実績）	

※4 欄、5 欄について、青年等就農計画と相違がある場合は理由を記載すること。

（2）収支予（決）算書

1 収入の部

区 分	本年度予(決)算額	前(本)年度予算額	増減	備考
交 付 金				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予(決)算額	前(本)年度予算額	増減	備考
運転資金等				
合 計				